

お客様各位

日本航空株式会社

炭（木炭等）及び活性炭の取扱いについて

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

この度、IATA 危険物規則 特別規定 A3 に基づき、航空危険物に該当しない炭（木炭等）及び活性炭とそれらを含む製品につきまして、弊社での取扱いを一部変更することといたしました。該当品の輸送に際しましては、下記の取扱いにご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 炭、活性炭、炭を含む製品の取扱い

(1) 調理の為に燃やして使用する炭、エンジン等の内燃機関を作動させるために使用する炭、及びその他の**燃焼目的で使用する炭**を非危険物として輸送する場合は、以下の内容①と②を確認できる**危険性評価証明書等の書類**をAWBに添付いただきますようお願いいたします。危険性評価証明書とは、国連による「危険物輸送に関する勧告：試験方法及び判定基準のマニュアル」"Recommendations on the TRANSPORTATION OF DANGEROUS GOODS – Manual of Tests and Criteria" に基づく内容と結果が反映された書類になります。

- ①「危険物輸送に関する勧告：試験方法及び判定基準のマニュアル」に基づく試験が実施されたこと、及びその試験結果
- ②「区分 4.2 自然発火性物質及び自己発熱性物質の危険性」を有していないと判定された結果

(2) **紀州備長炭、名護パイン炭、能勢菊炭**で、製造元により専用の「非危険物」シールが貨物に貼付されている場合は、危険性評価証明書等の書類の提出は不要です。

※上記(1),(2)を輸送する場合、当該貨物の航空運送状に "Not restricted" 若しくは "Not restricted as per Special Provision A3" と記入願います。

(3) 燃焼を目的としない製品で、品名が **carbon black 若しくは carbon plate** の貨物を非危険物として輸送する場合は、**安全データシート (SDS)** を提出いただきますようお願いいたします。

(4) **前述以外の、燃焼を目的としない炭、活性炭を含む製品**については、危険物規則の荷主責任に基づき、危険物に分類すべきか否かを正しく判断いただき、書類と貨物を準備いただきますようお願いいたします。

2. その他

本案内に関するお問い合わせは、以下メールアドレスまでお願い致します。

webmastercargo@jal.com

以上